



12

平成27年12月
2015
No.519

広報いで

目次

税務課からのお知らせ	P03
冬至の日 ゆず湯やります!	P04
保健センターからのお知らせ	P05
子育て支援カレンダー	P06
入札参加資格審査申請について	P09

町の人口 (12月1日現在)

男性	3,799人
女性	4,009人
計	7,808人



第二期事業

順調にいけば来夏着手 J R奈良線複線化促進協が総会

J R奈良線複線化促進協議会（会長＝汐見明男町長）の

平成27年度総会が、11月24日（火）、府立山城勤労者福祉会館で開かれました。

J R奈良線では、高速化・複線化第二期事業として、J R藤森駅～宇治駅、新田駅～城陽駅、山城多賀駅～玉水駅の3区間の事業化や、京都駅・六地藏駅・棚倉駅の構内改良などについて府と関係市町、J Rの三者で基本協定を締結し、現在、着工に向けた環境

アセスメントが進められています。

汐見会長は「J Rによりまずと、環境アセスメントも沿線住民のご協力により予定通り進んでいるとのこと、順調にいけば来夏ごろから着手できるということです。第一期事業のときには、J Rによりまず安全祈願祭が執り行われたあと、京都府と私どものほうで起工記念式典を開催しておりまして、今回もそのようにになると考えております。

また来年は、明治29年に開業してちょうど120年という節目の年にあたるため、この120年の記念も併せて開催できればと思っております」と述べました。

また「概ね10年の整備期間を予定するこの第一期事業も、残すところあと7年ほどしかなく、私どもといたしまして



あいさつを述べる汐見会長



山城勤労者福祉会館で開かれた総会

も、工事がスムーズに進むよう、これまで以上にJ Rとの連携を密にしていくなが必要があります。もちろん、私どもの最終目的は全線複線化であり、促進協として、これからも利用促進につながるハード・ソフト事業などにもしっかりと取り組む必要があると考えます」と述べ、出席した来賓や顧問の方々の協力を要請しました。

総会では、27年度の事業計画や予算案などが承認されたほか、任期満了に伴う役員改選では、汐見会長と副会長の山本正宇治市長、河井規子木津川市長が再任されました。

巨大地震想定し防災訓練 総勢470人が参加



消火器の訓練に励む参加者の皆さん（井手小）

11月22日（日）、井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、自然休養村管理センターで井手町防災訓練を行いました。全会場合わせて約470人が参加され、巨大地震による災害に備えて、避難経路や負傷者の応急処置、消火作業の手順などを確認しました。

今回の訓練は、南海トラフ地震により、木津川沿いの地域を中心に家屋倒壊など大きな被害が発生したほか、京都府南部地域の広い範囲で同様の被害が発生したため、他府県などからの支援が難しい状況を想定。

災害対策本部や避難所の開設訓練をはじめ、それぞれの会場では、消防団と京田辺市

消防本部井手分署、住民の皆さんによる避難訓練や応急手当の訓練、消火器やバケツリレーによる消火訓練をはじめ、小型ポンプ積載車などによる放水訓練などが繰り広げられました。

また非常食の炊き出しも行われ、参加した皆さんが試食されました。



応急救護について説明を受ける参加者の皆さん（多賀小）

文化活動の集大成を披露 第36回井手町文化祭

11月7日（土）と8日（日）の2日間、自然休養村管理センターや府立山城勤労者福祉会館などで第36回井手町文化祭が開かれました。

会場では、保育園児やコーラスグループの舞台発表をはじめ、和太鼓や大正琴などの演奏が繰り広げられたほか、



熱演が繰り広げられた舞台発表



第5回調べる学習コンクールの表彰式

第31回青少年の主張大会や第5回調べる学習コンクール表彰式、各サークル・教室の作品展、農作物等品評会、健康のつどいなども行われ、大いにぎわいました。
また各種団体などによる模擬店も人気を集めるなど、会場を訪れた多くの人たちが文化の秋を堪能しました。

税務課からのお知らせ

平成27年中に家屋を新築・増築・取り壊しされた場合や、未登記家屋の所有者を変更された場合は、ご連絡ください。

家屋の固定資産税（都市計画税を含む）は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されることから、固定資産税を適正に課税するため、平成27年中に下記要件を満たした家屋を新築・増築・取り壊しをされた場合や、相続等により未登記家屋の所有者を変更された場合は、税務課までご連絡ください。

固定資産税の対象となる「家屋」の要件

家屋の要件は、定着性・外気分断性・用途性の3つを備えているものです。

- ・定着性とは、基礎などにより土地に定着しているものをいいます。例えば、基礎がなく庭に置いているだけのプレハブ物置は「家屋」に該当しません。
- ・外気分断性とは、屋根及び外周壁を備えているものをいいます。例えば、屋根と柱だけのカーポートは、外周壁はありませんので「家屋」には該当しません。
- ・用途性とは、建物が目的とする用途（居住・作業・保管等）のために利用できるものをいいます。実際に使用しているかどうかは問いません。

●新築・増築されたとき

平成27年中に家屋を新築・増築された場合は、税務課までご連絡ください。（すでに家屋調査が終了している家屋については不要です。）日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行います。この調査は、固定資産税の基となる評価額を適正に算出するために行うものですので、ご協力をお願いします。（調査の際は、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。）

なお、車庫や物置、建築確認申請の必要のない10㎡未満の建物であっても、上記「家屋」の要件を満たしていれば課税対象となります。

●取り壊しされたとき

家屋を取り壊された場合は、「建物滅失届出書」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。ただし、登記されている家屋を取り壊された場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた家屋については、この届出は不要です。

●未登記家屋の所有者を変更されたとき

未登記家屋を相続・売買・贈与等により、所有者を変更された場合は「未登記建物所有権移転届」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も変更前の所有者に課税されてしまうことになります。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82-6163）まで

事業主の皆さまへ 個人住民税の特別徴収の実施をお願いします。 『京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。』

○個人住民税（個人の市町村民税及び府民税）は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者（事業主）は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

○特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- ・従業員の方は、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

○手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を井手町へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。記載方法等詳しくは税務課（TEL 82-6163）へお問い合わせください。

12月22日(火) 冬至の日

ゆず湯

やります!



ゆずには血行を促進する成分や、鎮痛作用のある成分が含まれています。さらにビタミンCも豊富なため、湯につかり全身からそれらの成分を吸収することで風邪をひきにくくする効果があるといわれています。

冬至の日はいで湯にぜひお越しく下さい!

<入浴料>

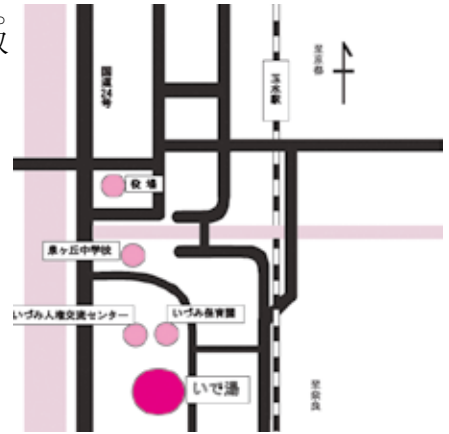
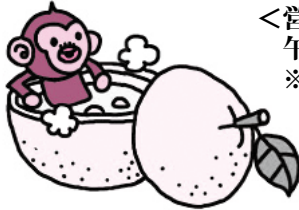
大人 100円

子ども 50円

<営業時間>

午後4時~9時

※タオル・石鹸など入浴用品はご持参ください



井手町共同浴場運営委員会

TEL 82-5533

井手町大字井手小字段ノ下49番地の1

水道管の凍結にご注意ください

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。

気温が氷点下(特に冷え込んだ早朝)になると水道管内の水が凍り出なくなったり、水道管やメーターが破裂したりします。

【水道管の凍結に備えるため、次のような対策をしてください。】

①屋外に露出している水道管には、保温材や布きれなどを巻く。

②蛇口から微量の水を出しておく。(その水をバケツや浴槽に溜めるなど、有効利用してください。)

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をかけるなどして解凍してください。

急に熱湯をかけたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んでください。

※お問い合わせは、上下水道課(Tel 82-6169)まで

給水を停止します!! 水道料金未納の方はご注意を!!

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。

負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。

また、お支払いに便利な口座振替もごございますので、どうぞご利用ください。

※お問い合わせは、上下水道課(Tel 82-6169)まで



無資格・未経験から介護・福祉職を目指す方を募集 ~京都府介護・福祉正職員チャレンジ事業~

京都府では、無資格・未経験の求職者を対象として、介護職員初任者研修資格を取得し、1カ月の現場実習を経て、正規雇用につなげる雇用プログラムを実施しています。(給与有り)

働き手と事業所の双方が合意すれば、職員として直接雇用されます。ぜひ、多数のご応募をお待ちしています。

- 【対象者】 介護関係の資格が無い、求職中の方(ただしホームヘルパー2級相当の有資格者は対象)
- 【開始時期】 平成28年1月4日(月)スタート
- 【募集人数】 25名程度
- 【研修会場】 京都市内
- 【勤務地】 京都府全域
- 【募集期間】 12月25日(金)まで
- 【給与】 時給1,000円(資格なし)1,100円(資格あり)研修期間中は時給810円

お問合せ先 マンパワーグループ(株)京都支店(京都府が本事業を委託しています)

TEL: 075-241-2030 FAX: 075-211-8989

保健センターからのお知らせ

***平成27年度「高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種」対象者の方は平成28年3月31日までに接種を完了してください。**

【接種対象者】

- ①平成27年度（平成28年3月31日まで）に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象になります。（対象者の方には4月に通知しています。）
- ②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方も定期接種の対象となります。（身体障害者手帳1級の保持者及び同程度の方）

【その他】

- 自己負担2,500円（町民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は無料）
- 既に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（商品名：ニューモバックス NP）の予防接種を受けたことがある方は、対象とはなりません。

***65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成について**

定期予防接種以外（任意）で肺炎球菌ワクチンを受けられた65歳以上の方は接種費用の一部を助成します。

【接種対象者】 接種時に井手町に住民票がある65歳以上の方。ただし、すでに肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の予防接種を接種した方、健康保険の適用の方は除く。

【接種対象期間】 平成27年4月1日～平成28年3月31日

【助成申請受付】 平成28年4月8日まで

【助成金額】 接種費用のうち4,000円

【助成方法】

- (1) 町内医療機関（岡林医院・水野クリニック）の場合

医療機関窓口で本人確認書類（健康保険証、介護保険証等）を提示のうえ接種してください。
医療機関窓口で接種費用のうち4,000円を差し引いた金額を支払ってください。

- (2) (1)以外の医療機関の場合（償還払い）

接種後、医療機関窓口で接種費用の全額を支払い下記の①～④を持参のうえ保健センター窓口で申請してください。

- ①接種費用の領収書原本
- ②接種したことが証明できるもの（接種済証、予診票控え等）
- ③印鑑
- ④振込先がわかるもの（預金通帳など）

お問い合わせ：保健センター（電話：82-3385）

* 冬の感染症に注意しましょう！！ ～インフルエンザ・ノロウイルス対策～

(1) インフルエンザ

①感染経路を断つ

・帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめな手洗いを心掛けましょう。（アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。）

②免疫力を高める

・免疫力が弱っていると、感染しやすくなり、感染した時に症状が重くなってしまうおそれがあります。普段から、十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。

③予防接種

(2) ノロウイルス

今年はノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の患者が、過去10年間で最多だった2006年に次ぐペースで増加しています。子どもや高齢者は重篤化しやすいので、特に注意しましょう。

①「手洗い」をしっかりと！

・特に食事前、トイレの後、調理前後は、石けんでよく洗い、十分に流しましょう。
※アルコール消毒は、風邪やインフルエンザなどの予防には効果的ですが、ノロウイルスにはあまり効果がないと言われています。

②「人からの感染」を防ぐ！

・感染した人の便や吐ぶつからの二次感染や、飛沫感染に注意しましょう。
・乳幼児や高齢者の下痢便や吐ぶつに大量のノロウイルスが含まれていることがありますので、おむつ等の取扱いには十分注意しましょう。

③「食品からの感染」を防ぐ！

・加熱して食べる食材は、85℃で1分以上食材の中心部までしっかり火を通しましょう。
・まな板、包丁、食器、ふきんなどは使用後すぐに洗いましょう。熱湯（85℃以上）で1分以上の加熱消毒が有効です。



お問い合わせ：保健センター（電話：82-3385）



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2 (玉川保育園内にあります)

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日(土日・祝日を除く) 9:30～16:00

と	き	内 容	場所・備考
12月	行事予定 (行事がない日でも毎日遊びに来れます♪)		
11日(金)	10:30～11:30	たんぼぼ広場 「リースづくり」	
14日(月)	10:30～12:00	助産師・相談会	※申込制
15日(火)	10:00～11:40	すくすくクラブ	対象:1歳半～2歳半 ※申込制
17日(木)	10:30～12:00	子育てサークル さんさん会	
21日(月)	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
1月			
12日(火)	10:00～11:40	すくすくクラブ	対象:1歳半～2歳半 ※申込制
14日(木)	10:30～12:00	子育てサークル さんさん会	
15日(金)	10:30～11:30	たんぼぼ広場 「ハワイアンリトミック」	定員:15組 ※申込制

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います



親子の広場

*たんぼぼ広場

対象:妊婦～就学前の親子

*おでかけ広場

対象:妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象:1歳半～2歳半の親子(申込制)

*のびのびクラブ

対象:2歳半～4歳まで(申込制)

子育てサークル

*さんさん会

対象:妊婦から3歳くらいの子と親
活動日:第1水曜日・3木曜日

*竹の子ひろば

対象:妊婦から3歳くらいの子と親
活動日:水曜日(月2回程度)
場所:多賀保育園

hughug

対象:2カ月～1歳くらいまで
活動日:第2週の火曜日
参加費:1回500円

※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております (有料)

【利用時間】 平日(月～金曜日) 8:30～16:30
土曜日 8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター(Tel 82-2232)までお問い合わせください

年末火災防止運動を実施します

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。

実施期間 平成27年12月15日(火)～平成27年12月31日(木)

石油ストーブの安全な取り扱い

ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ①ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ②ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険があるものは使わない。
- ④ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑤石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。



お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 Tel 82-3000

第34回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品から

このコンテストは、毎年法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が、次代を担う中学生に自分の身近にある人権についての思いを作文に書くことよって、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に開催されています。作品から伝わってくる中学生の純粋な気持ちにふれて、人権について考えましよう。

文部科学大臣賞作品

きれいな心そのまま

茨城県・日立市立久慈中学校1年

五来 拓斗

辰ちゃんは、ぼくの生まれ
た時には家にいた。庭の草取
りやゴミ出し、店のかたづけ
などをしていた。辰ちゃんは
片手分しか数えられない。お
つかいを六個以上たのむと五
個までしか買ってこられな
かった。辰ちゃんは、知的障害。
五十年以上前に身よりのない
辰ちゃんを、祖父が働き手と
して、引き取った。六十才を
過ぎてても、三十キロの米袋を
軽々と持ち上げた。わが家で
一番の力持ちだった。

母から聞いたのだが、辰ちゃん
は兄やぼくを好きだった
という。赤ちゃんの頃、母は
芝生の上に歩行器を置き、ぼ
くらを乗せて遊ばせたらしい。
辰ちゃんは、庭仕事をしなが
ら、ぼくらを見て喜んでいた
そうだ。ぼくが幼稚園生にな
ると庭で捕まえた生き物をプ

レゼントしてくれた。サワガ
ニ、カマキリ、チョウチョウ。
ナナフシにカミキリムシ。カ
ナヘビやミミズ、いも虫にム
カデまで持ってきた。ぼくら
が水あそびをする時は、ぼく
の肩にやさしくじょうろで水
をかけてくれた。顔にかから
ないよう注意しながら遊ぶ様
子に母は辰ちゃんの優しさを
感じたと言っていた。

辰ちゃんは、物が捨てられ
ない。ゴミに出したはずの食
器や古着を自分の部屋に持っ
ていってしまい、父に叱られ
た。でも、物のない時代に育っ
たから仕方ないんだと母は
言っていた。それから、辰ちゃん
はくいしん坊。みんなと同
じ食事をしているのに、食べ
たい欲求がいつもあつたそう
だ。ビワの実がなると危ない
のに木のほりをして取って食

べた。柿がなると、渋柿なの
に平気で食べて叱られた。
辰ちゃんは、兄を「りいくん」
ぼくを「たあくん」と呼んだ。
どもりながら
「とつとつともだちできたの
け」
「かつかつかわいいなあ。おり
ごうだね」
と、頭をなでながら言った。
小さい頃は、ぼくらと遊んで
くれた辰ちゃんだったけれど、
小学生になると、ぼくらが辰
ちゃんと遊んであげるように
なった。かけっこをする時は
辰ちゃんが転ばないようにス
ピードを出さないで走った。
キャッチボールは辰ちゃんが
取れるようにやさしく投げた。
風が吹くと辰ちゃんと一緒に
風に当たった。アイスを一緒
に食べた。ぼくは、お菓子を
うれしそうに、大事そうに受

けとる辰ちゃんが好きだった。
ある日、辰ちゃんがいなくな
った。病気で入院したらしく
い。とても寂しかった。わが
家のリビングには、辰ちゃん
とぼくらが一緒に笑っている
写真がある。兄は辰ちゃんを
心のきれいな人だと言った。
母は、無心に働く立派な人と
言った。父は、辰ちゃんも大
切な家族だと言った。

ぼくは、障害者という呼び
方はあまり好きではない。辰
ちゃんは知的障害者だったけ
れど誰よりもきれいな心を
持っていた。働いて食べて、
一生懸命に生きていた。誰も
傷つけたりしない。生き物が
大好きで、小さな命を大切に
した。いつも笑っていた。

ぼくは、辰ちゃんのような
人が世の中にはいっぱいいる
と思う。ちゃんと役に立って
いるし、働いているのに差別
されてしまう。とても悲しい
事だ。辰ちゃんは誰も傷つけ
ないと言ったが、ぼくも人を
傷つける事ができない。意地
悪をした相手に嫌気持ちは
あつても、傷つけるような言
葉をぶつけられない。ぼくは、
自分が弱いからだと思ってい
た。けれども、母は優しい心
の辰ちゃんや兄と一緒にいた
からなんだと言った。辰ちゃん
は子供のような人だったの

で、時々叱られた。でも、父
や母は小さな子供に話すよう
に、分かりやすい言葉で叱つ
た。叱られた辰ちゃんは、シユ
ンとなったが、お菓子をもら
うと元気になった。ぼくの家
族は、弱い人を傷つけない。
いつの間にか、ぼくの心にも
同じ気持ちながしみ付いてい
た。

最後に、この作文を書いた
めに基本的人権について調べ
てみた。憲法には、人間が人
間として基本的に持っている
権利は侵害される事なく尊重
されるべきであると書かれて
いた。また、平等権とは差別
されない権利と書いてあつた。
今の日本はどうだろうか。障
害のある人を差別していい
だろうか。

ぼくは、辰ちゃんに出会っ
て無心に働く事のすばらしさ
を知った。きれいな心のまま
生きる辰ちゃんをステキだと思
った。障害者を弱者という
が、「弱者」ではなく、「弱い
人」とぼくは言いたい。世の
中の人々が、弱い人に優しくな
つたらいいなあと心から願っ
ている。ぼくは、「助けが必要
な人」をサポートしてあげられ
る大人になりたい。



府立山城郷土資料館の催し

- ★文化財連続講座
- ▼内容 文化財に関してタイムリーな話題を提供し、文化財への理解を深め親しんでいただくための連続講座です。
- ▼日時 1月9日(土) 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 山城郷土資料館
- ▼演題 「京都三大古墳、いつ、だれが築いたか。」
- ▼講師 当館資料課 副主査 奥村清一郎
- ▼聴講料 無料。ただし入館料が必要。
- ※事前申し込みは必要なし。
- 施設のご案内
- ▼所在地 木津川市山城町上狛千両岩
- ▼入館料 一般200円・小中学生50円

▼開館時間 午前9時～午後4時30分
 ※休館日 月曜日(祝日の場合は翌火曜日)、年末年始(12月28日～1月4日)
 お問い合わせは府立山城郷土資料館 総務課(Tel 86・5199)

がん個別相談会のお知らせ

がんに関わる様々な相談をお受けする窓口として、京都府山城北保健所で出張個別相談会を行いますのでご利用ください。

日時 1月12日(火)、2月9日(火)、3月8日(火)

場所 京都府山城北保健所(山城広域振興局宇治総合庁舎内)

相談員 保健師又は看護師

相談料 無料

予約 事前に京都府がん総合相談支援センターにお申し込みください。

なお、出張相談以外にがん総合相談支援センターで通常相談(電話及び対面)を月々金(祝日・年末年始を除く)の午前9時～正午、午後1時～4時に実施していますので、こちらもご利用ください。

京都府がん総合相談支援センター(京都市南区東九条下殿田町43) メルクリオ京都2階
 フリーダイヤル 0120・078・394

講座・教室

【いづみまなび教室】

《ペン習字》
 日時/12月14日(月) 午後1時半～3時半

《大正琴》
 日時/12月11日(金)・22日(火)・1月8日(金) 午前10時～正午

《太極拳》
 日時/12月11日(金)・25日(金)・1月8日(金) 午後1時半～3時半

場所/いづみ人権交流センター

※お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【和太鼓教室】
 日時/12月19日(土) 午後1時半～3時半

場所/いづみ人権交流センター

※お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【生き生きふれあいサロン&ほほえみ会(合同クリスマス会)】
 日時/12月16日(水) 午前11時半

場所/玉泉苑

対象/65歳以上の方および障がいのある方

※事前申込が必要

※毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳細

詳しい内容をお知らせします

※お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3499)まで



健康

【健康教室】

日時/12月24日(木) 午前10時～11時半
 場所/いづみ人権交流センター

※お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》
 日時/1月7日(木) 午後1時半

場所/玉泉苑

対象/65歳以上

※お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel 82・3499)まで



子育て

【乳幼児健康診査】

《3歳児健康診査》
 日時/12月11日(金)

対象/H 24・5・11～H 24・7・10 生まれ

受付/午後1時～1時半

《2歳6カ月児歯科健康診査》
 日時/12月14日(月)
 対象/H 25・4・11～H 25・8・16 生まれ

受付／午後1時～1時半

各種相談

【障がい者相談】

日時／12月22日（火）・1月12日（火）
午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

*障がい者相談は予約制です

*お問い合わせは高齢福祉課（TEL 82・6165）まで

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／12月18日（金）・1月15日（金）
午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター

*こころの相談室は予約制です

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82・3380）まで

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／12月21日（月）
午後1時半～4時

場所／賀泉苑

日時／1月4日（月）

午後1時半～4時

場所／玉泉苑

*心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第2月曜日は賀泉苑で開催しています

【無料法律相談】

日時／12月21日（月） 午後2時～4時

場所／玉泉苑

*無料法律相談は予約制です

*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3499）まで

日時／12月21日（月） 午後2時～4時

市町村が実施した子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を平成25年3月31日までに受けた方へのお知らせ

平成25年3月31日までに、市町村の助成により、子宮頸がんワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン）、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合がありますので、お心当たりのある方は、具体的な請求方法等について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度相談窓口（フリーダイヤル 0120-149-931。御利用になれない場合は 03-3506-9411（有料））に至急お問い合わせください。

平成28年度 井手町建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請について（お知らせ）

- (1) 受付種別 町内業者（土木・建築・舗装・水道・電気・その他、コンサルタント、物品、一般廃棄物）
町外業者（工事、コンサルタント、物品）
- (2) 有効期間 町内業者 1年間（平成29年 3月31日まで）
町外業者 2年間（平成30年 3月31日まで）
- (3) 作成要領配布期間 平成27年12月10日（木）～平成28年 1月29日（金）
※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。
- (4) 参加申請受付期間 平成28年 1月 5日（火）～平成28年 1月29日（金）
午前9時～正午・午後1時～4時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (5) 受付場所 役場西別館3階 和室
- (6) 問合せ先 建設課
〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67（TEL 82-6167）

平成27年度 井手町認知症予防リーダー養成講座

井手町認知症予防リーダーになりませんか。

認知症の改善・予防を可能にする「みんなの認知症予防ゲーム」30種類をリードできるように、理論・実技（コツや言葉のかけ方）の習得を目指します。認知症予防に関心のある方、ぜひご参加お待ちしております。

【講座スケジュール】

	日時	内容
第1回	1月15日（金）	認知症予防とは何か、実習
第2回	2月5日（金）	お話、優しさのシャワーとは、復習と体験、輪のままスキップ、実習
第3回	2月19日（金）	体験、頭の体操、実習
第4回	3月11日（金）	体験、道具を使って、実習
第5回	3月18日（金）	お話、ゲームの意味するもの、体験、おさらい

【内容】

時間：午後1時30分～3時30分まで（途中休憩あり）
対象：井手町在住、在勤の方及び認知症予防に興味のある方
講師：福井恵子先生（NPO法人 認知症予防ネット）
場所：井手町老人福祉センター（玉泉苑）
定員：15名（定員になり次第締め切ります）
持ち物：お茶
参加費：無料



※すべての講座修了者には修了証を交付。

○お申込み・お問い合わせ先
井手町地域包括支援センター 担当：小山 栗原
TEL：82-3690



お問い合わせは82-5700まで

☆主な新着資料の紹介 12月

一般書

【開館日】 火曜日・日曜日
 4月～9月 午前10時～午後6時
 10月～3月 午前10時～午後5時

「明治・金色キタン」 畠中恵
 「下町ロケット2 ガウディ計画」 池井戸潤
 「緑と赤」 深沢潮
 「オトナ相手の教え方」 関根雅泰

☆12月・1月の休館日
 12月7・14・21・24・27～31日

「季節の花を描くはじめての墨彩画」 中津宣子
 「恵比寿「魚キヨ」が教える本当にうまい魚の食べ方」 魚キヨ

☆貸し出し冊数および期間
 図書は1人12冊・2週間
 雑誌は1人5冊・2週間
 視聴覚資料は1人3点・1週間

「シニアのための健康ひとり鍋」 浜内千波

「あるひ、いつものものがくどうで。」 まはら三桃
 「つくしちゃんときぎなさん」 長谷川集平
 「天使がいっぱい」 谷口智則

12月・1月の図書館行事
 《親子で楽しむ紙しばい》
 12月12日(土)・1月9日(土)
 いずれも午後1時半から
 図書館・絵本コーナー
 《ゆかいなマジックショー》
 12月22日(火) 午前10時15分から
 山吹ふれあいセンター・集会室にて(観覧は自由です。皆様ぜひおいで下さい。)

児童書

「もりでいちばんのクリスマスツリー」 いりやまさとし
 「おおきいサンタとちいさいサンタ」
 「天使がいっぱい」

ギブ・ミー・ア・チャンス 萩原 浩



「人生をやり直したい!」と思ったこと、ありませんか? 元相撲取りの探偵、相方に逃げられた芸人…。夢を諦めきれない人々を、ユーモラスに温かく描く、少しだけ心が強くなる短編集。

妄想ニホン料理 NHK「妄想ニホン料理」制作班



日本料理を食べたことも、見たこともない世界の名シェフたちが、少しのヒントで二ホン料理の数々。その調理過程を連続写真で紹介。正しいレシピも掲載。NHKの同名テレビ番組を書籍化。

おとうさん ぼくね… 長谷川 義史



お仕事を遠いところへ行つたおとうさん。ぼくがおとうさんみなさいを言うころ、おとうさんは起きていますか? おとうさん早く帰ってきてね、おとうさん! MB Sの番組「ちんぷいぷい」の企画「南極文通ものがたり」から生まれた絵本。

新しい制度 マイナンバーがよくわかる! 1



新しい社会制度である「マイナンバー制度」について、その概要をわかりやすく伝える。1は、マイナンバーとは何か、という基本情報とマイナンバーに関わる社会保障制度や個人情報の大切さを紹介する。

国民年金 Q&A

Q: 国民年金保険料は社会保険料控除の対象になりますか。

A: 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が、日本年金機構から毎年11月上旬に被保険者の方に送付されます。証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」についてのお問合せは、ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(0570・058・555)へお電話ください。専用ダイヤルの開設期間は、平成27年11月2日から平成28年3月15日までです。



ごみ収集日程表(12月11日～1月15日)

ごみは、朝9時までに出示してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出示してください。
★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出示してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙<その他の紙類>)ごとに分別のうえの収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	プラマーク 容器包装	その他
北水	区無区	火・金曜日	1月7日	12月24日	1月14日	12月17日	水曜日	火曜日
玉水	区垣区	月・木曜日	1月8日	12月25日	1月14日	12月18日	水曜日	火曜日
上井手	区多賀全区	火・金曜日	1月14日	12月24日	1月7日	12月17日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集 区域番号	収集区域
1月5日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
12月11日 1月6日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
12月14日 1月7日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
12月15日 1月8日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
12月16日 1月9日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
12月17日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
12月18日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL 075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方 (古紙)

古紙の日に出せるもの・出し方

- 「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」「雑紙」(その他の紙類)です。(雑紙:チラシ・紙箱・包装紙・封筒など。雑紙についているビニールやホッチキスの針は取り除いてください。)
- 「新聞」「雑誌」「ダンボール」は、例えば「新聞」なら「新聞」だけで何枚か束にして、ひもなどで十文字に束ねて、種類ごとに出して下さい。
- ひもなどで束ねにくい小さな紙切れ(雑紙)は、上口の開いている紙袋に、束にしてきれいに敷きつめるか、透明袋に入れば出すことができます。
- ダンボール箱や口の開いていない紙箱の中に入れて出さないでください。「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」「雑紙」それぞれでリサイクルの方法が違います。また、ひと目でごみの種類が確認できない方法のごみ出しは、収集の効率を低下させます。
- 紙パックは中身を飲み終わったらすぐに水でよく洗い、切り開いて十分に乾燥させてから、ひもなどで束ねてください。
- 出来るだけ地域の集団回収に出してください。
- 汚れのひどい紙、複写式伝票、レシート等の感熱紙、圧着はがきなどの粘着物のついた紙、洗剤の紙箱などのおいのついた紙、防水加工された紙、アイロンプリントなどの捺染紙、感熱性発泡紙は燃やすごみです。

おめでとうございます

(10月20日から11月19日までの届け出分・敬称略)

出生

住所	赤ちゃん	届出人
井手	森田 陽斗 ^{はると}	喜大
井手	木下 璃乃 ^{りの}	大介
井手	横田 海未 ^{うみ}	麻希
井手	松本 真叶 ^{まなと}	華菜

婚姻

(10月20日から11月19日までの届け出分・敬称略)

住所	夫	妻
井手	森田 大貴	西井 優子

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	
いづみ人権交流センター	0774-82-3380 0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー

(12月11日～1月10日)

住民カレンダー		
月日	曜日	行事
12/11	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 3歳児健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
12	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、自然休養村管理センター) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
13	日	
14	月	2歳6カ月児歯科健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
15	火	すくすくクラブ(午前10時～11時40分、子育て支援センター) 脳活性化クラブ(午後1時半～、玉泉苑) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
16	水	料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 生き生きふれあいサロン&ほほえみ会(午前11時半～、玉泉苑)
17	木	
18	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制)
19	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
20	日	
21	月	いづみふれあい学級(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
22	火	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) ゆかいなマジックショー(午前10時15分～、山吹ふれあいセンター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)
23	水	天皇誕生日
24	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 発達相談(予約制、保健センター)
25	金	太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
26	土	
27	日	
28	月	役場仕事納め(12月29日～1月3日まで閉庁)
29	火	
30	水	
31	木	
1/1	金	元旦
2	土	
3	日	
4	月	役場仕事始め 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
5	火	
6	水	育児相談(午前9時半～10時半、西部公民館) 生き生きふれあい体操教室(午後1時半～3時半、玉泉苑)
7	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
8	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
9	土	親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
10	日	井手町消防出初式(午前10時～、泉ヶ丘中学校) 成人式(午後1時～、自然休養村管理センターホール)



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

